

二宮町は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項に準じて、二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業の実施方針を公表する。

平成25年4月16日

二宮町長 坂本 孝也

二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業 実施方針

二宮町（以下「町」という。）は、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的な事業実施を図るため、二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に定められる手続に準じて、公設民営（DBO）方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営 以下「DBO方式」という。）で実施する。

ここに、PFI法第5条第1項の規定に準じて、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたっての特定事業の実施に関する町の方針を定め、同条第3項の規定により公表する。

目 次

1 特定事業の選定に関する事項	1
1-1 事業内容	1
1-2 特定事業の選定	3
1-3 民間事業者が実施する業務の範囲	4
1-4 町が実施する業務の範囲.....	5
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
2-1 募集及び選定スケジュール（予定）	7
2-2 応募者の参加資格要件	7
2-3 民間事業者の審査及び選定	11
2-4 応募に係る提出書類	13
2-5 優先交渉権者決定後の手続き	13
2-6 提出書類の取扱い・著作権	14
2-7 費用負担	14
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
3-1 想定されるサービスの水準・仕様	15
3-2 リスク分担及びその考え方	15
3-3 町による事業の実施状況の監視	15
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
4-1 施設の立地条件	17
4-2 施設規模	17
5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	18
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
7-1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	18
7-2 財政上及び金融上の支援等に関する事項	18
7-3 その他の支援に関する事項	19
8 その他特定事業の実施に関する必要事項	19
8-1 議会の議決.....	19
8-2 実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ	19
添付資料 1	: 事業予定地位置図
添付資料 2	: 契約構造図
添付資料 3	: 事業に係るリスク分担（案）
添付資料 4	: 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問書

1 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容

1-1-1 事業名称

二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業（以下、「本事業」という。）

1-1-2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

1-1-3 公共施設等の管理者等

二宮町長 坂本 孝也

1-1-4 事業用地

二宮町緑が丘 1-12-2（二宮工業団地内）
（事業用地位置図を添付資料1に示す。）

1-1-5 事業の目的

町では、広域処理を実施する平塚市、大磯町とともに、域内の資源化を促進するため、剪定枝を安全、安定的、経済的かつ衛生的に処理する一般廃棄物処理施設として、（仮称）剪定枝資源化施設（以下、「本施設」という。）の整備を計画している。一般廃棄物処理施設の運営コストは、経年ごとに増加する傾向があり、長期的な運営計画の中でのコストダウンが重要視されている。また、剪定枝の資源化にあたっては利活用施設とのネットワークが重要であるが、町にはそのノウハウが十分でない。したがって、DBO方式により本施設を整備し、同施設の完成後15年間にわたって利活用も含めた運営を行うことで、本施設の有効かつ効率的な整備と長期間にわたる良好な運営を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

1-1-6 事業内容

- (1) 町、平塚市及び大磯町（以下、二宮町、平塚市及び大磯町を総称して「1市2町」という。）の収集する一般廃棄物である剪定枝（以下、「処理対象物」という。）をチップ化するものとする。（チップ化された剪定枝を、以下「資源化物」という。）また、1市2町の地域内から発生する事業系一般廃棄物である剪定枝の処理について、町の定める一定の条件のもと、民間事業者の提案を認める。
- (2) 施設運転については、高い安全性、安定性及び省力化を図ることとする。
- (3) 効率的な運転が可能で、安全かつ快適な作業環境の整った施設とする。
- (4) 最新の技術を導入した施設とし、公害防止関係法令の規制基準を十分満足するとともに周辺環境にも十分配慮する。
- (5) 設計・施工及び運転・維持管理を通して20年程度の施設稼働を目指す施設とする。

- (6) 資源化物の利活用を行う。ただし、やむを得ず利活用が不可能な場合には、一定の条件のもと、町が引き取る。詳細は募集要項において示す。
- (7) 事業実施にあたっては、第五次二宮町総合計画と整合を図る。

1-1-7 事業手法

本事業は、DBO方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）で実施するものとし、町は、本施設の設計・施工に係る資金を調達し、本施設を所有するものとする。なお、本施設の整備は、環境省「循環型社会形成推進交付金」（以下、「交付金」という。）の対象事業（マテリアルリサイクル施設）である。

本事業を実施する事業者として決定された企業又は企業グループ（以下、「民間事業者」という。）は、単独又は特定建設工事共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下、「設計・施工業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社（以下、「運営事業者」又は「SPC」という。）を設立し、15年間にわたって1-3-3に示す運営業務を行う。

1-1-8 契約の形態

町と民間事業者は、添付資料2に示す形態の契約を締結する。

町は、本事業について民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定及び基本契約（以下、「基本契約等」という。）を民間事業者と締結する。

また、町は、基本契約等に基づき、民間事業者のうち本施設の設計・施工業務を担当する者（以下、「工事請負事業者」という。）と、本事業に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）を締結する。

また、町は、基本契約等に基づき、本施設の運営業務を担当する運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約（以下、「運営委託契約」という。）を締結する。

資源化物の利活用についても運営業務に含むことから、原則としてSPCが主体となつて、資源化物の利活用を行う企業（以下、「資源化物利活用企業」という。）との間で、資源化物引渡契約を締結するものとする。ただし、SPCと資源化物利活用企業との取引が、有価ではない場合には、町と資源化物利活用企業との間で、一般廃棄物処理業務委託契約（以下、「処理委託契約」という。）を締結する。

なお、資源化物や副生成物等の運搬については、運営業務の一部としてSPCが自ら実施することとする。

基本契約、工事請負契約、運営委託契約、処理委託契約の4つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

1-1-9 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の設計・施工期間：特定事業契約締結から平成27年9月末まで
- (2) 本施設の運営期間：平成27年10月1日から平成42年9月末までの15年間

1-1-10 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

1-1-11 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおりを予定している。

(ア) 実施方針の公表	平成 25 年 4 月
(イ) 特定事業の選定	同年 7 月
(ウ) 公告（募集要項の公表）	同年 7 月
(エ) 提案書類の提出	同年 11 月
(オ) 優先交渉権者の決定	同年 12 月
(カ) 基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかに
(キ) 特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(ク) 契約詳細の詰め	平成 26 年 1 月～同年 2 月
(ケ) 各契約の締結	同年 2 月
(コ) 特定事業契約の発効	同年 3 月
(サ) 設計・施工着手	同年 4 月
(シ) 本施設の引渡し	平成 27 年 9 月
(ス) 供用開始	同年 10 月 1 日
(セ) 契約終了	平成 42 年 9 月末日

なお、募集要項とは、本事業を実施する民間事業者の募集の開始に際して町が公表する公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準等の資料である。

1-2 特定事業の選定

次の考え方・手順に従い、PFI 法に定められる手続に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

1-2-1 選定の考え方

次の 2 点を重視して、本事業を特定事業として選定する。

- (1) 民間事業者を支払う設計・施工の対価（以下、「施設整備費」という。）及び運営事業者に支払う運営業務の対価（以下、「運営委託費」という。なお、運営委託費は、事業運営に要するコストから資源化物売却収入を差し引いたものを基本とする。）を含め、事業期間全体において町が負担する費用の総額について価格評価を行い、町が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- (2) 事業期間全体における責任分担及び剪定枝の安定的な処理について非価格要素評価を行い、町が自ら実施する場合と比較してリスクの低減及び剪定枝の安定的な処理

の水準の維持・向上が見込めること。

1-2-2 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を町ホームページで公表する。

(1) 価格評価の実施

事業期間全体において町が負担する費用（交付金収入を除く。）の総額の評価

(2) 非価格要素評価の実施

1) 民間事業者に移転されるリスクの評価

2) 剪定枝の安定的な処理の水準の評価

(3) (1)及び(2)の評価に基づき本事業を特定事業として選定する。

(4) 評価の結果を公表する。

1-3 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、町が行う行政手続等に対して協力する。

1-3-1 事前業務

優先交渉権者の決定後速やかに、民間事業者は、特別目的会社を設立する。

また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

1-3-2 設計・施工業務

業務範囲には、原則として次に示す全ての設計及び工事が含まれる。ただし、必要または不要と考えられるものについては、追加または省略することができる。

(1) 機械設備工事

(2) 土木建築工事

1) 建築工事

2) 土木工事・外構工事

3) 建築設備工事

4) 建築電気設備工事

また、本施設の主要部の施工が完了し、処理対象物を設備に投入して破砕処理を行い所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において、民間事業者の責任の下、試運転（引渡性能試験を含む）を実施する。

1-3-3 運營業務

(1) 運転業務

(2) 資源化物利活用業務

(3) 維持管理・補修業務

- (4) 清掃・警備・防災業務
- (5) 管理業務

1-3-4 事業期間終了時の業務

- (1) 町は、事業期間終了後も本施設を継続して利用することを予定している。したがって、本施設の解体・撤去は、本事業の範囲には含まない。
- (2) 町は、事業期間終了の日の3年前以降の期間において、事業期間終了後の施設の運営方法について検討し、運営事業者は、町の検討に協力する。また、運営事業者は、当該検討に資する資料の提供、事業期間終了後の町又は町が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、以下の業務等を行う。
 - 1) 本施設の運転、維持管理及び補修に必要な書類等の整備及び提出（図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び調達費用の内訳書等）
 - 2) 事業終了時における本施設の維持管理補修計画の立案、町との協議等、必要な協力の実施
 - 3) 町又は町が指定する第三者への引継業務
- (3) 本施設に破碎設備を納入する企業は、特殊部品等の提供を含めた技術的協力を行う。
- (4) 事業期間終了前に本施設が性能要件を満足していることを確認するため、運営事業者は本施設の機能確認、性能確認を実施し、事業期間終了時において引き続き5年間は、大規模な設備の補修及び更新を行なうことなく、本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すこととし、これを事業契約終了の条件とする。試験の実施にあたっては、運営事業者が性能試験要領書を作成し、第三者機関が、性能試験要領書に基づいて施設の機能、性能の確認試験を行う。
- (5) 運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行うこと。

1-3-5 地域経済への貢献

民間事業者は、本事業の実施に際して可能な限り、1市2町に事業所を持つ企業（以下、「地元企業」という。）を活用すること。特に施工段階での工事及び資材調達の発注や、運営段階での地元雇用等への配慮を積極的に行うこと。なお、本事業における地元とは、1市2町の地域内を指す。

1-3-6 その他

民間事業者は、本事業に係る交付金の申請手続きを含む行政手続きに協力する。

1-4 町が実施する業務の範囲

町が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1-4-1 用地の準備

町は、本事業を実施するための用地を確保する。

1-4-2 生活環境影響調査の実施

町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査を実施する。
なお、民間事業者は、町が提示する「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。

1-4-3 処理対象物の搬入

1市2町は、広く住民・排出事業者等に対して剪定枝の排出ルール等に関する啓発及び指導等を行うとともに、1市2町の管理のもと収集される処理対象物の搬入を行う。（町は必要に応じて（仮称）剪定枝資源化施設において搬入指導を行う。）

1-4-4 本事業のモニタリング

町は、設計・施工段階及び運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

1-4-5 住民への対応

町は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者の協力のもと行う。

1-4-6 視察への対応

町は、本施設の視察への対応を行う。なお、運営事業者は、必要な資料の作成等の協力を行う。

1-4-7 施設整備費及び運営委託費の支払い

町は、二宮町会計規則に基づき、施設整備費を原則、出来高に応じて年度毎に工事請負事業者へ、運営委託費を運営期間にわたって毎月、運営事業者に支払う。

1-4-8 その他

町は、本事業に係る交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の募集は、公平性、透明性の確保並びに民間事業者における町の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮の観点から、公募型プロポーザル方式で行う。

民間事業者の選定は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から要求水準書に定める要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に実施する。

2-1 募集及び選定スケジュール（予定）

現時点で予定している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

(ア) 公告（募集要項の公表）	平成 25 年 7 月
(イ) 募集要項に関する質疑回答	同年 7 月
(ウ) 資格審査の受付締切	同年 8 月
(エ) 資格審査の結果の通知、対話要領の送付	同年 8 月
(オ) 応募する企業又は企業グループとの対話	同年 9 月
(カ) 提案書類の提出	同年 11 月
(キ) 形式審査の実施	同年 11 月
(ク) 非価格要素及び価格要素の審査	同年 12 月
(ケ) 総合評価の実施	同年 12 月
(コ) 優先交渉権者の決定	同年 12 月
(サ) 基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかに
(シ) 特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(ス) 契約詳細の詰め	平成 26 年 1 月～同年 2 月
(セ) 各契約の締結	同年 2 月
(ソ) 特定事業契約の発効	同年 3 月

2-2 応募者の参加資格要件

応募する企業又は企業グループ（以下、「応募者」という。）は、資格審査申請書の受付締切日において以下の参加資格要件をすべて満たすこと。また、町は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

2-2-1 応募者の構成

- (1) 応募者は、特別目的会社に出資する企業（以下、「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下、「協力会社」という。構成員と協力会社を総称し

- て以下、「構成企業」という。)から構成されるものとする。
- (2) 構成企業は、以下の役割を果たす企業から構成するものとする。ただし、1社が複数の役割を果たすことを妨げない。
 - ・本施設に破砕設備を納入する企業
 - ・本施設の設計・施工を行う企業
 - ・本施設の運転を行う企業
 - ・本施設の維持管理を行う企業
 - ・資源化物の利活用を行う企業
 - (3) 企業グループにあっては、構成員であり、かつ特別目的会社に最大出資する企業を代表となる企業(以下、「代表企業」という。)として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
 - (4) 応募者は、本施設に破砕設備を納入する企業を構成員として定めること。また、構成企業のうち本施設の設計・施工を行う企業、本施設の運転を行う企業、本施設の維持管理を行う企業及び資源化物の利活用を行う企業については、構成員又は協力会社として定めること。
 - (5) 応募者は、応募にあたり、構成員及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
 - (6) 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると町が認めた場合は、この限りでない。
 - (7) 構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となることはできない。ただし、資源化物の利活用を行う企業についてはこの限りでない。
 - (8) 応募者は、他の応募者の構成企業の関係会社に該当する企業を構成企業とすることはできない。なお、本実施方針において、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社をいう。ただし、資源化物の利活用を行う企業についてはこの限りでない。
 - (9) 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。

2-2-2 応募者の参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

応募者(企業グループにあってはその構成員および協力会社)は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- 1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- 3) 二宮町暴力団排除条例第7条の規定に該当しないこと。
- 4) 神奈川県指名停止等措置要領に基づき、公告の日現在において、停止措置処分を受けていないこと。
- 5) 消費税及び地方消費税並びに本町と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

- 6) 以下に示す者又はその者と関連をもつ者でないこと。
- (a) 本事業に関する町のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業である復建調査設計株式会社及び渥美坂井法律事務所
 - (b) 本事業の審査を行う二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員が属する企業

なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有し、又は出資金の100分の20を超える出資をしているか、若しくは当該企業の役員(取締役以上)を兼ねている者をいう。

(2) 本施設の設計・施工を行う企業

- 応募者（企業グループにあってはその構成員および協力会社）のうち、本施設の設計・施工を担当する企業（単独又は特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。））は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。
 - 1) 二宮町入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登録されているもので、対象建設工事等と同種の営業種目に登録がされていること。ただし、資格審査申請書の受付締切日時時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
 - 2) 建設業法第3条第6項に規定する以下の建設工事に係る特定建設業の許可をすべて有すること。
 - ・土木一式工事
 - ・建築一式工事
 - ・清掃施設工事
 - 3) 仮契約締結予定日の1年7ヶ月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の交付を受けていること。
 - 4) 以下の条件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に以下の設備を納入した実績を有すること。
 - (a) 1トン/時間以上の規模の破砕処理施設。
 - (b) 平成25年3月31日現在で延べ3年以上の稼働実績を有すること。
 - 5) 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - 6) 本施設の工事に関し、次に掲げる条件をすべて満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。（建設業法第7条第2項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。）
 - (a) 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者
 - (b) 直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者
 - (c) 監理技術者については、清掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する

者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を平成16年3月1日以降に受けた者は、過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

- 7) 本施設の設計・施工を担当する企業が共同企業体の場合の代表者は、共同企業体の構成員のうち中心的役割を担う者で、その出資割合が共同企業体の構成員中最大であること（代表者としての責任と権限にふさわしい施工能力を必要とすることから、例えば経営事項審査の総合評点が高い者等、構成員の中で施工能力が大きいことが判断できる者）。

(3) 本施設の運転を行う企業

応募者（企業グループにあってはその構成員および協力会社）のうち、本施設の運転業務を担当する企業は、次の条件をすべて満たすこととする。

- 1) 名簿に登録されているもので、一般委託名簿のうち「総合建物管理の委託」に登録がされていること。ただし、資格審査申請書の受付締切日時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- 2) 以下の条件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設において延べ1年以上の運転実績があること。
 - (a) 1トン/時間以上の規模の破砕処理施設。
 - (b) 平成25年3月31日現在で延べ3年以上の稼動実績を有すること。
- 3) 本施設の運営に関し、2)に示す要件を満たす施設において、3年以上の経験を有する者を廃棄物処理施設技術管理者として専任で配置できること。

(4) 本施設の維持管理を行う企業

応募者（企業グループにあってはその構成員および協力会社）のうち、本施設の維持管理業務を担当する企業は、次の条件をすべて満たすこととする。

- 1) 名簿に登録されているもので、一般委託名簿のうち「総合建物管理の委託」及び工事名簿のうち「機械器具設置」に登録がされていること。ただし、資格審査申請書の受付締切日時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- 2) 以下の条件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設において延べ1年以上の維持管理実績があること。
 - (a) 1トン/時間以上の規模の破砕処理施設。
 - (b) 平成25年3月31日現在で延べ3年以上の稼動実績を有すること。

(5) 本施設で発生する資源化物の利活用を行う企業

応募者（企業グループにあってはその構成員および協力会社）のうち、本施設で発生する資源化物の利活用に係る業務を担当する企業は、次の条件をすべて満たすこととする。

- 1) 名簿に登録されているもので、一般委託名簿のうち「廃棄物処理の請負」に登録がされていること。ただし、資格審査申請書の受付締切日時時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。なお、資源化物利活用企業が協力会社であり、かつ資源化物の取引を有償で行う場合には、必ずしも名簿に登録をされていなくても構わない。
- 2) 木質バイオマスの有効利用施設（再生利用、発電利用等）を有していること。
- 3) 資源化物利活用企業のうち、資源化物を逆有償で引き取ることを計画している企業においては、一般廃棄物処理施設の許可を有すること。

2-3 民間事業者の審査及び選定

次の優先交渉権者選定基準及び選定方法に従い民間事業者を選定することとする。

2-3-1 選定委員会の設置

町は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するにあたって選定委員会を設置する。

審査委員は、以下のとおりとする。

委員	藤井 美文	文教大学国際学部 教授
委員	丹生谷 美穂	渥美坂井法律事務所 弁護士
委員	橘川 清	平塚市環境部長
委員	仲手川 孝	大磯町建設経済部参事（産業・環境担当）
委員	長尾 秀美	二宮町町民生活部長

2-3-2 優先交渉権者選定基準

事業者選定の基準はおおむね次のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は、募集要項において示す。

(1) 価格要素

- 1) 施設整備費
- 2) 運営委託費

(2) 非価格要素

- 1) 環境や周辺地域への配慮
- 2) 受入から有効利用までの全体システムの安定性
- 3) 経営・財務の安定性
- 4) 地元への貢献

2-3-3 審査方法

提出書類の審査及び優先交渉権者の選定は、以下の手順で行う。各段階の審査に関しては、選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、町が優先交渉権者を決定する。なお、評価方法等の詳細は募集要項において示す。

(1) 資格審査

町は、応募者から提出された資格審査申請書類等により、「2-2 応募者の参加資格要件」に照らした資格審査を行う。

(2) 応募者との対話

町は、民間事業者における町の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮を目的として、資格審査を通過した応募者と対話を行う予定である。

なお、具体的な実施内容については、募集要項及び対話要領において示す。

(3) 本審査

1) 形式審査

形式審査は、応募者から提出された技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書及び価格提案書（以下、「提案書類」という。）等について、技術提案書が技術的観点から見て要求水準書に定める要件を満足するものであること、事業計画書に誤記がないこと、また収入やコストについて異常値がないこと等の確認を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むこととする。

2) 非価格要素審査及び価格要素審査

非価格要素審査では、応募者の提案内容について「2-3-2 優先交渉権者選定基準」に沿った審査及び評価を行う。

なお、審査及び評価にあたっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。また、非価格要素審査の基準や審査、評価及び点数化の方法については、募集要項において示す。

価格要素審査では、価格提案書に記載の金額が予算価格以下であることを条件として、各社の提案価格を一定の算定式に基づき点数化して価格点を算出する。

価格の審査及び点数化の方法については、募集要項において示す。

(4) 総合評価

総合評価では、非価格要素審査と価格要素審査に基づく総合的な評価を実施し、優先交渉権者を選定する。なお、総合評価の方法等については、募集要項において示す。

2-3-4 審査結果の公表

町は、選定委員会の報告を受けて優先交渉権者を決定し、その結果を町ホームページで公表する。

2-4 応募に係る提出書類

応募者は以下の書類を提出する。なお、対話実施時の提出書類、その他提出書類の詳細については、募集要項及び対話要領において示す。

2-4-1 資格審査申請時の提出書類

- (1) 資格審査申請書類
- (2) 参加資格確認資料

2-4-2 本審査時の提出書類（提案書類）

- (1) 技術提案書
- (2) 非価格要素提案書
- (3) 事業計画書
- (4) 価格提案書

2-5 優先交渉権者決定後の手続き

2-5-1 基本協定の締結

町は、優先交渉権者決定後速やかに、優先交渉権者として決定した応募者のすべての構成企業と、基本協定を締結する。

2-5-2 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに特別目的会社を二宮町内に設立する。

2-5-3 契約詳細の詰め

町と優先交渉権者は、特定事業契約締結のために契約書の調整を行うものとする。

2-5-4 各契約の締結

契約書の調整が終わり次第、工事請負契約の仮契約と、基本契約、運営委託契約及び処理委託契約の本契約を締結する。ただし、基本契約、運営委託契約及び処理委託契約は、工事請負契約の本契約の締結を効力発生条件とする停止条件附の契約とする。

2-5-5 特定事業契約の発効

二宮町議会における議決をもって、工事請負契約は本契約となる。また、工事請負契約の本契約が締結されたことをもって、基本契約、運営委託契約及び処理委託契約の効力が発生する。すべての特定事業契約が発効した時点を、「特定事業契約の締結」と呼ぶ。

2-6 提出書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、町は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、町に提出された資料は、二宮町情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。

なお、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業者選定の目的以外には使用しないが返却はしない。

2-7 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容等に従って、設計・施工業務及び運営業務を行う。

3-2 リスク分担及びその考え方

3-2-1 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計・施工業務及び運営業務等に伴うリスクは、原則として工事請負事業者又は運営事業者等のいずれかが負担するものとする。ただし、民間事業者が負うことが適当でない部分については、町がリスクを負うこととする。

3-2-2 想定されるリスクの分担

町と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料 3 の事業に係るリスク分担によるものとする。なお、契約条件は募集要項において示す。

3-3 町による事業の実施状況の監視

3-3-1 設計・施工段階

町は、工事請負事業者による設計・施工業務が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容等を満たしていることを確認するために、業務の監視を行う。

工事請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を町へ提出し、町の確認を受けることとする。また、当該図書に基づき指定された図書及び町が提出を要求した図書を町へ提出し、これらの図書の町による確認等を受けることとする。

工事請負事業者は、設計・施工業務の進捗状況について、町に定期的に報告し、確認を受けることとする。なお、町は、必要に応じて、工事請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

工事請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を町に提出し、町は、当該計画書を確認する。引渡性能試験は、町の立会いのもと、性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、町が認める計量証明機関が実施することとする。

また、業務の監視により、設計・施工業務の各業務の実施状況等が工事請負契約書や要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、町は、工事請

負事業者に改善を命令し、当該事業者は、必要な措置を講じるものとする。

3-3-2 運営段階

町は、運営事業者等による運営業務が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容等を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。監視は、運営委託契約で定められた頻度、方法に従って行うものとし、必要に応じて本施設への立ち入りを行う。

実施状況の監視は、原則として、運営事業者が実施した環境測定の結果を用いて行う。また、必要に応じて、町は、自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析を行うものとする。その他、町は、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

町は、監視により確認された運営業務の状況について、公開することができる。また、本施設の運営業務の監視により、運営業務の実施状況等が運営委託契約書、処理委託契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、町は、運営事業者に改善を命令し、運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

3-3-3 事業期間の終了段階

事業期間終了時には、町は、運営事業者から提出された事業実施計画に定める維持管理補修計画の実施状況を確認し、本施設の現状確認を行い、施設が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容等に則った状態となっていることの確認を行う。

運営事業者は、運営期間終了時に要求水準書に定める要件を満足していることについて、町から確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 施設の立地条件

4-1-1 事業用地

二宮町緑が丘 1-12-2 (二宮工業団地内)

4-1-2 予定敷地面積

約 3,200 m²

4-1-3 都市計画等に関する事項

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 用途地域 | : 工業専用地域 |
| (2) 防火地区 | : 指定なし |
| (3) 高度地区 | : 第 3 種 20m |
| (4) 建ぺい率 | : 60% |
| (5) 容積率 | : 200% |
| (6) 緑地の確保 | : 開発区域の 20%以上の緑地 |

4-1-4 地形、地質等

(1) 地理条件

事業用地は、二宮町給食センターに隣接しており、また近隣に二宮高校がある。民間の木材加工工場として利用されていた土地であり、当時の建屋が敷地に残っている。

(2) 地質の状況

町では平成 24 年度に事業用地においてボーリング調査を実施している。調査結果については、要求水準書(案)別紙資料を参照すること。

4-1-5 その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、周辺概要等については、募集要項において示す。

4-2 施設規模

本施設の施設規模は、計画処理量である 2,034t/年を適切に処理できる規模とする。

5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、町と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

運営事業者は、本施設が供用開始された後、運営委託契約に規定される条件に基づいて、15年間の運営期間にわたり適切に施設の運営を継続する必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、その懸念が生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。

特に、運営事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、町は、運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、剪定枝の安定的な処理に重大な影響等が懸念される場合、又は、運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、町は、運営事業者との運営委託契約を解除し、施設の運営にあたる新たな企業又は企業グループを選定することとする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等は現時点ではない。

7-2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等は現時点ではない。
なお、本施設の整備については、交付金の対象事業である。

7-3 その他の支援に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、特段の支援を行う予定は現時点ではない。ただし、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、町と民間事業者で協議により対応策を検討することとする。

8 その他特定事業の実施に関する必要事項

8-1 議会の議決

特定事業契約のうち、工事請負契約については、二宮町議会の議決をもって本契約を締結する。

8-2 実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ

8-2-1 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問の受付

本実施方針及び実施方針と同時に公表される要求水準書（案）に関する意見・質問がある場合は、8-2-7に示す問合せ先に添付資料4の「二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問書」を請求し、電子メールで、下記の期間内に提出すること。なお、電子メール以外での問い合わせには応じないので留意のこと。

8-2-2 意見・質問書の提出先

下記の「8-2-7」の問合せ先

8-2-3 意見・質問書の提出期限

第1次締切：平成25年4月22日（月）12:00まで

第2次締切：平成25年5月10日（金）17:00まで

※第1次締切までに提出された質問については、8-2-5に示す事業者向け現場説明会の際に可能な範囲で口頭で回答する予定である。

8-2-4 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は、下記期限までに町のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての意見、質問について回答するとは限らないものとする。

(1) 意見・質問への回答公表期限

平成25年6月5日（水）17:00まで

8-2-5 事業者向け現場説明会の実施

本事業に参画を検討している事業者を対象に、事業者の理解を促進することを目的として、事業者向け現場説明会を以下の日程で実施する。この説明会では、実施方針と要求水準書（案）をもとにして、事業者に事業条件や事業者選定のスケジュール等の公募に関する事項を説明する。本事業への参画を検討している事業者は、積極的に参加されたい。なお、参加を希望する事業者は、8-2-7 に示す問合せ先に参加申込書を請求し、以下に示す期限までに、電子メールにて提出すること。

開催日時：平成 25 年 4 月 25 日（木）10:00～11:00（現場説明会）

13:30～14:30（現場見学会）

開催場所：二宮町町民センター2B クラブ室（現場説明会）

4-1-1 に示す事業用地（現場見学会）

参加申込書提出期限：平成 25 年 4 月 22 日（月）12:00 まで

8-2-6 実施方針の変更

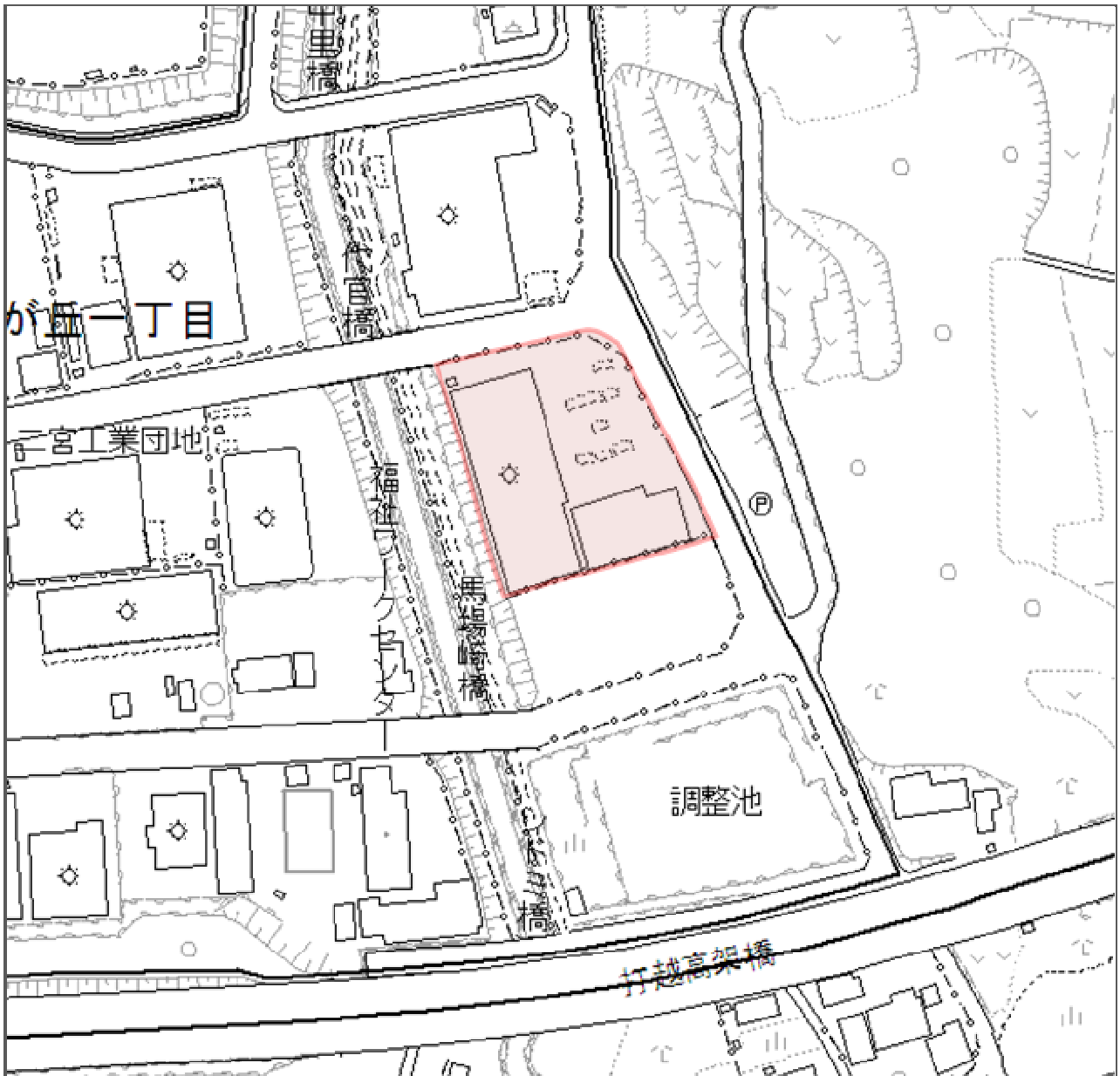
実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

8-2-7 問合せ先

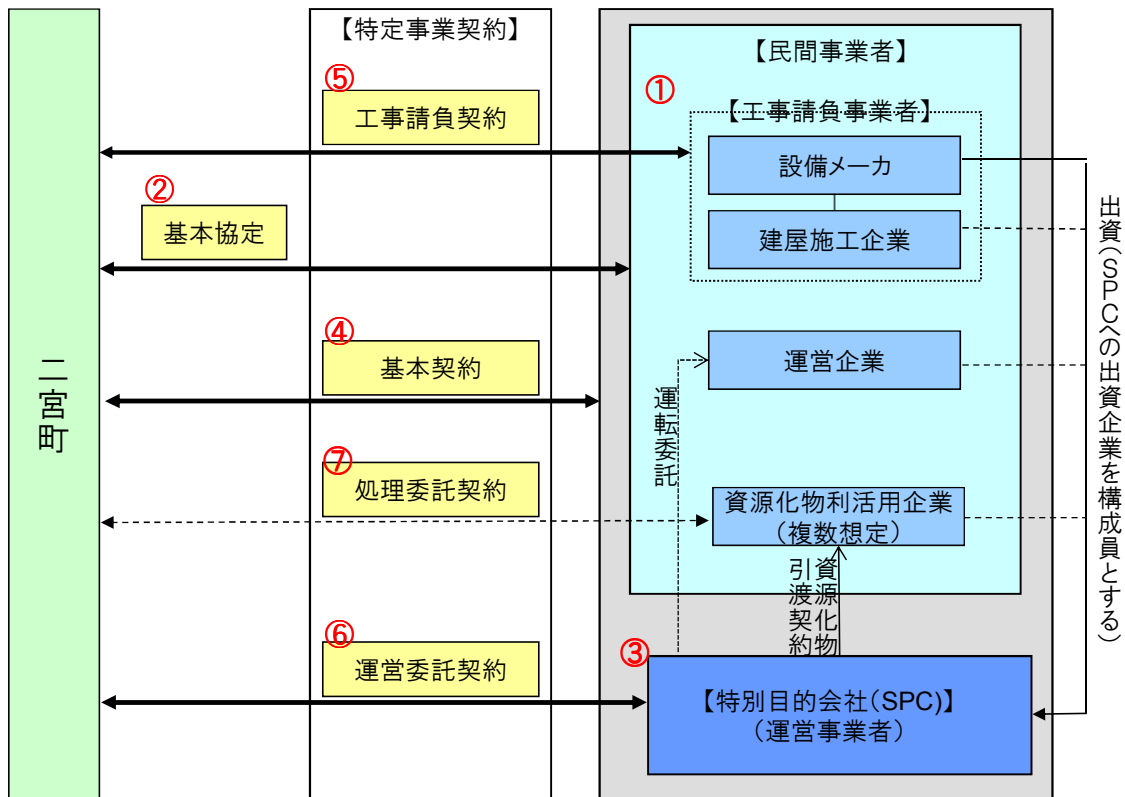
本実施方針に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。

担当部局	二宮町町民生活部生活環境課
郵便番号	〒259-0196
住 所	神奈川県中郡二宮町二宮 961
電 話	0463-71-3311
F A X	0463-73-0134
電子メール	kankyo@town.ninomiya.kanagawa.jp

添付資料1 : 事業用地位置図



添付資料 2 : 契約構造図



- ① 本事業の受注を希望する企業は、公告を受け、単独又は企業グループを結成し、公募に参加する。
- ② 基本協定・・・優先交渉権者決定後、町と当該グループの構成企業の連名により締結
- ③ 特別目的会社（SPC）の設立・・・基本協定に基づき、構成員の出資により設立
- ④ 基本契約・・・基本協定に基づき、町、構成企業及びSPCの連名により締結
- ⑤ 工事請負契約・・・基本契約に基づき、町と工事請負事業者（単独または共同企業体）間で締結
- ⑥ 運営委託契約・・・基本契約に基づき、町とSPC間で締結
- ⑦ 処理委託契約・・・基本契約に基づき、逆有償で資源化物を受け入れることを想定する利活用先と町で締結

添付資料3 : 事業に係るリスク分担 (案)

事業に係るリスク分担 (案)

期 間	リスク項目	内 容	分担	
			町	民間事業者
全期間	制度・法令変更	本件事業に係る関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		本件事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更等に係るリスク		○
	税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)		○
		上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる操業中止、コスト増大リスク	○	
	許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		町が取得すべき許認可の遅延リスク	○	
	交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
	物価変動	インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○
		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
	環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
		住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
	資金調達	民間事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
		町において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○	
	第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		上記以外の発注者の帰責事由により発生する事故等に対する賠償リスク	○	
	不可抗力※	不可抗力により生じる費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等が生じるリスク	○	(○)
	債務不履行	民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク		○
町の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク		○		

※不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち町及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味する。

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク

期 間	リスク項目	概 要	分担	
			町	民間事業者
計画段階	測量・調査	民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
		町が実施した地形・地質等現地調査に関する情報提供に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計	民間事業者の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○
		町の提示条件、指示に関する瑕疵、町の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク		○
		町の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク	○	
施工段階	用地・既存建屋	募集資料などから予見できない、事業用地の土壌汚染・埋蔵物、既存建屋の瑕疵による費用の増加	○	
	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
		町の指示等の町の事由による工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
		町の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
	工事中の事故	民間事業者側の事由により調査、工事に係る事故が発生した場合		○
試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、要求水準書で規定した性能事項未達によるコスト増大、遅延リスク		○	
	試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給等のリスク	○		
運営段階	搬入物量	搬入物量が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク	○	(○)
	性状	処理対象物が要求水準書、契約書等で規定したものと乖離していた場合のコスト変動リスク	(○)	○
	独自の受入	民間事業者が独自に収集する資源物に起因するリスク		○
	資源化物	資源化物の利活用に関するリスク※	(○)	○
	性能未達	施設が要求水準の達成に不適合な場合、施工不良で改修が必要となった場合のコスト増大リスクと外部への処理委託リスク		○
	施設管理の瑕疵	運営期間中における施設管理の瑕疵に係るリスク		○
	運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
		搬入物に処理不可能物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク	○	(○)
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
	ユーティリティの不備	ユーティリティの事故・故障による経費増大、運転停止リスク		○
	技術革新	陳腐化による変更コスト、新技術採用に係るコスト		○
	施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大リスク			○	

※利活用先の一時的な受入停止や、新たな利用先が見つからない場合であって、運営事業者の努力にも関わらず他の利活用先を確保することが困難と町が認めた場合、運営事業者は町が指定する場所へ剪定枝又は木質チップを搬入することができる。この場合の町に支払うべき費用については運営委託契約書で定める。

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク

添付資料4 : 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問書

実施方針に関する質疑等は、別添ファイルの「実施方針に関する意見・質問書」に記入の上、8-2 に示す要領に従って提出すること。

(参考)「実施方針に関する意見・質問書」

**二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業
実施方針に関する意見・質問書**

提出者

会社名	
所在地	
部署	
質問者氏名	
連絡先	電話：
	FAX：
	電子メール：

◆ 実施方針

No	質問事項	頁	実施方針中の対応頁及び対応部分					質問内容
			章	節	項			
例	運搬業務について	2	1	1	8			処理不適物の運搬を外部に委託することは認められるか。
1								
2								
3								